

危険物新聞

第407号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
集編 発行人 松村光惟大阪市西区新町1丁目5-7
四つ橋ビル
TEL (531) 9717・5910
定価 1部 60円

第4回危険物取扱者試験

2月21日(日)、府立大で

昭和62年度第4回危険物取扱者試験は、63年2月21日、府立大学で実施される。

- ▷試験日 2月21日(日)
 ▷試験場 府立大学
 ▷試験種目 甲種、乙種、丙種
 ▷願書受付日 1月18日(月)、19日(火)
 ▷受付場所 大阪府職員会館

予備講習は豊中、枚方でも

受験準備講習は、乙種4類を対象に、大阪、堺、茨木、豊中、枚方で次の日程で開催する。講習の受付は1月中旬の予定。

受験準備講習日程

<乙種4類>

| | | |
|-----|----------------|----------|
| 1期 | 1月26日と2月2日 | 大阪商工会館 |
| 2期 | 1月27日と2月3日 | 同上 |
| 3期 | 1月21日と1月22日 | 堺労働会館 |
| 4期 | 1月20日と1月21日 | 茨木商工会館 |
| 5期 | 1月29日と2月3日 | 豊中市民会館 |
| 6期 | 2月2日と2月9日 | 枚方市民会館 |
| 休日 | 1月24日、31日、2月7日 | 大阪労働センター |
| コース | 2月11日の4日間 | |
| 夜間 | 1月26日、28日、2月2日 | 大阪商工会館 |
| コース | 4日、9日の5日間 | |

<丙種>

2月4日 大阪商工会館

(注) 休日、夜間コースは少數定員制につき、(財)大阪府危険物安全協会(531-9717)へ電話で予約されたい。
 甲種及び4類以外の乙種の準備講習は、63年5月頃、
 開催の予定。

秋の全国火災予防運動

11月26(木)~12月2日(水)

火災の発生しやすい季節を迎える11月26日(木)~12月2日(水)までの1週間、秋の全国火災予防運動が全国一斉に行なわれます。

この期間、大阪府下の各地域で安全で住みよい生活環境の確保をめざし、各種の火災予防啓発の行事が行われます。

<全国統一標語>

「消えたかな、気になるあの火もう一度」

10月10日の試験結果発表

甲種34%、乙種4類31.7%

(財)消防試験研究センター大阪府支部では、62年度第2回試験(10月10日実施)の結果を11月6日に発表した。

その結果は次のとおりであるが、前回(第1回、6月14日・21日実施)と比較すると甲種(51.5%→34.5%)、乙種4類(35.4%→31.7%)、丙種(60.6%→80.3%)という合格率の変化が目立つ。

| | 受験者数 | 合格者数 | 合格率 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 130 甲種 | 119名 | 41名 | 34.5% |
| 29 乙種第1類 | 25 | 19 | 76.0 |
| 25 乙種第2類 | 24 | 22 | 91.7 |
| 17 乙種第3類 | 17 | 15 | 88.2 |
| 300 乙種第4類 | 2,772 | 879 | 31.7 |
| 23 乙種第5類 | 22 | 22 | 100.0 |
| 66 乙種第6類 | 61 | 49 | 80.3 |
| 1313 丙種 | 1,250 | 1,020 | 81.6 |

消防法別表“危険物指定” 近く大幅に改正か

危険物の品目は、消防法別表で指定されているが、今般見直しの原案ができ、消防審議会に報告され、近く国会に提案審議の後改正される運びとなった。

現行消防法別表の指定品目、指定数量は昭和46年に改正され、また準危険物についても消防法施行令で指定されて今日に及んでいるが、急激な技術進歩に伴い国際間及び国内における危険物の市場、流通実態にも変化がみられるようになった。

このような背景のもとに、昭和58年第2次臨時行政調査会は、危険物、準危険物等の見直しを行なうよう答申がされ、消防庁では秋田一雄先生（元、東京大学教授）を委員長に、上原陽一先生（横浜国大教授）ら9人の学者を委員とする危険物委員会を設置し、見直し検討が行われてきた。

委員会は、従来からの消防法により規制対象としている危険物等の指定品目について、抜本的に見直し、幅広く検討を行うこととし、次の4点を基本方針として、現行国内法、国連分類、産業、官界の意見等も考慮し、将来の国際化への対応や科学技術の発展と、社会、経済への波及効果も考え合せて検討が重ねられた。

- (1) 危険物の位置付けを国連分類を参考として行い、これに基づき各類の危険性の定義を明確にする。
- (2) 危険物の判定のための試験方法を検討し、これを採り入れる。
- (3) 現行の危険物、準危険物等を試験の適用結果に基づき危険性に応じ整理を図り、併せて事故事例等を勘案した検討を行う。
- (4) 現行の特殊可燃物についても同様の検討を行い見直しを進める。

1. 危険物等の規制の経過

危険物の規制は、古くは明治時代に始まり、東京、大阪では昭和10年頃現行危険物分類の原形ができ、警察行政のもと取締りが行われた。

昭和23年、新しく消防法が公布され、その別表で危険物の指定がされ、市町村条例に基づき規制が行われるようになり、昭和25年別表改正があって、数量の指定も消防法で定められるようになった。

その後、昭和34年に危険物規制が国の機関委任事務として、全国統一した技術基準で行われることとなり、昭和46

年には科学技術の進歩に伴う危険品の市場性の変化に対応し、別表改正が行われて今日に至っている。

準危険物、特殊可燃物については、昭和35年に消防法で指定され、市町村火災予防条例で規制されることとなり現在に至っている。

しかし、科学技術の進展は目ざましく、新たに合成される化学物質、予想もしなかった工業化がすみ市場に流通する化学製品等で、法別表にそぐわない面もでてきた。

また危険物の市場性が国際化し、国際的な観点から危険物の指定、分類が必要となってきた。

2. 見直しの概要

- (1) 現行危険物の6類別を基本に、国連分類を参照し、準危険物及び特殊可燃物の危険性の評価を行い、危険物に準ずる危険性を有するものは危険物に指定する。
 - (2) 現行危険物の品目の見直しを行い、できるだけ統一名の分類にし、その定義を明確にするとともに、適確な試験方法の導入をはかる。
 - (3) より合理的な規制が行われるよう、危険物規制の根幹となる品目指定とあわせて指定数量を検討する。
- その結果、とくに第4類にあっては全般的に指定数量の増大がみられ、実質的な規制緩和となるようである。
- (4) また、濃硫酸のように消防危険物から除外されるもの、準危険物に指定されている引火性固体のように新たに危険物に指定されるもの、またアルキルアルミニウムや無水クロム酸のように類が変わるもの等がでてくるようである。

指定数量も、1石、2石、4石、動植物油類は大幅に引き上げられ、アルコールのような水溶性液体はさらに緩和されるものもあり、塗料類の特定混合物の指定が無くなる代りに、混合物で引火性が小さくかつ溶剤の含有量の少ないものは、塗料、接着剤等にかからず指定からははずされるものもある。

危険物設備の設計・施工

保安点検・検査

設備の安全を創造する

①新栄プラント建設株式会社

本社 大阪市南区南船場2丁目7番14号

〒542 (大阪写真会館)

電話 大阪(06) 271-5588 (代)

法 別 表 改 正 (案)

| 類別 | 現法の規制と指定数量 | 新法の規制と指定数量 | 分類の定義 |
|----|---|---|----------------|
| 1類 | <ul style="list-style-type: none"> ・塩素酸塩類 50kg ・過塩素酸塩類 50kg ・過酸化物 50kg ・硝酸塩類 1,000kg ・過マンガン酸塩類 1,000kg | <ul style="list-style-type: none"> ・塩素酸塩類 ・亜塩素酸塩類 ・臭素酸塩類 50kgから1,000kg ・過塩素酸塩類 ・無機過酸化物 ・硝酸塩類 ・過マンガン酸塩類 ・ヨウ素酸塩類 ・二クロム酸塩類 ・酸化クロム ・他の無機酸化性固体 ・これらを含有するもの | 酸化性固体 |
| 2類 | <ul style="list-style-type: none"> ・黄りん 20kg ・硫化りん 50kg ・赤りん 50kg ・硫黄 100kg ・金属粉A 500kg ・金属粉B 1,000kg | <ul style="list-style-type: none"> ・硫化りん 100kg ・赤りん 100kg ・硫黄 100kg ・マグネシウム 100kg ・金属粉 100~500kg ・硫化りん、赤りん、硫黄、マグネシウム及び金属粉を含有するもの 100~500kg ・引火性固体 1,000kg | 可燃性固体 |
| 3類 | <ul style="list-style-type: none"> ・金属「K」 5kg ・金属「Na」 5kg ・炭化カルシウム 300kg ・りん化石灰 300kg ・生石灰 500kg | <ul style="list-style-type: none"> ・カリウム 10kg ・ナトリウム 10kg ・アルキルアルミニウム 10kg ・アルキルリチウム 10kg ・黄リン 20kg ・アルカリ金属、アルカリ土類金属とその合金類 10~50kg ・カルシウム及びアルミニウムの炭化物 // ・アルカリ金属、アルカリ土類金属のケイ化物 // ・有機金属化合物 // ・金属水素化物 // ・他の自然発火性又は禁水性物質 300kg ・これらのものを含有する物 // | 自然発火性物質及び禁水性物質 |

天火御免の
てきあんくん

天火災を防ぐ
警報フサー?

●ランプが知らせる揚げごろ温度。●10°Cきざみで適温表示。
●ピンク・グリーン・ブルーの3色をご用意。
●場所をとらない壁かけ式。●誰でも使えて手軽です。

てきあんくん

油温表示機能付
天ふら油火災予報装置

消火器・消火装置の総合メーカー

株式会社 初田製作所

本社工場/大阪府枚方市招提田近3-5 〒573 TEL (0720) 56-1281(代)
東京支社/東京都港区芝大門2丁目6-7 〒105 TEL (03) 434-4841
大阪支社/大阪市西淀川区千舟1丁目5-47 〒555 TEL (06) 473-4870
営業所/東京北・東京南・北海道・仙台・新潟・埼玉・横浜・静岡・
大阪・名古屋・北陸・京都・岡山・広島・高松・松山・
小倉・九州

| | | | | | |
|----|------------|--------|---------------------------------------|-----------|---------|
| 4類 | ・特殊引火物 | 50L | ・特殊引火物 | 50L | 引火性液体 |
| | ・第1石油類 | 100L | ・第1石油類 | 200L | |
| | ・さく酸エステル類 | 200L | ・第2石油類 | 1,000L | |
| | ・ぎ酸エステル類 | 200L | ・第3石油類 | 2,000L | |
| | ・メチルエチルケトン | 200L | ・第4石油類 | 6,000L | |
| | ・アルコール類 | 200L | ・動植物油類 | 10,000L | |
| | ・ピリジン | 200L | ・塗料類等を混合したもの (次の条件をいずれも満たすもの以外のもの) | 引火点に応じた数量 | |
| | ・クロールベンゾール | 300L | 引火性溶剂量40%以下 | | |
| | ・第2石油類 | 500L | 引火点40°C以上 | | |
| | ・第3石油類 | 2,000L | 燃焼点60°C以上 | | |
| | ・第4石油類 | 3,000L | ・上記のうち水溶性のもの (特殊引火物を除く) | 上記容量の2倍の量 | |
| | ・動植物油類 | 3,000L | | | |
| 5類 | ・硝酸エステル類 | 10kg | ・有機過酸化物 | 10~100kg | 自己反応性物質 |
| | ・セルロイド類 | 150L | ・硝酸エステル類 | | |
| | ・ニトロ化合物 | 200L | ・セルロイド類 | | |
| | | | ・ニトロ化合物 | | |
| | | | ・ニトロソ化合物 | | |
| | | | ・アゾ化合物 | | |
| | | | ・ジアゾ化合物 | | |
| | | | ・ヒドラジン誘導体 | | |
| | | | ・その他の自己反応性物質 | | |
| 6類 | ・発煙硝酸 | 80kg | ・これらを含有するもの | | 酸化性液体 |
| | ・発煙硫酸 | 80L | | | |
| | ・クロールスルホン酸 | 80L | | | |
| | ・無水硫酸 | 80L | | | |
| | ・濃硝酸 | 200L | | | |
| | ・濃硫酸 | 200L | | | |
| | ・無水クロム酸 | 200L | | | |

(注) 危険物の判定のための試験方法及び判定基準については、別途検討されている。

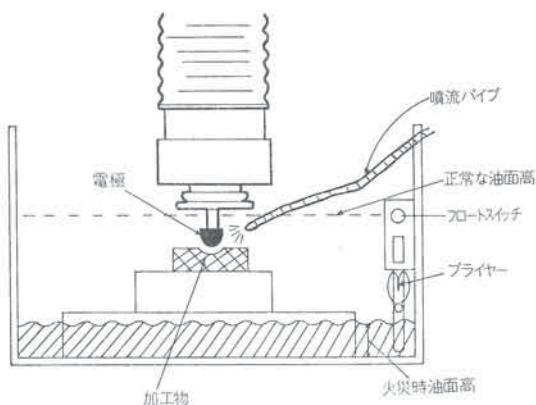
危険物施設の事故例

放電加工機による出火

昭和62年5月、東京都内において、放電加工機の誤った使用法による火災事故が発生した。

〔事故の概要〕

この事業所の作業所（1階部分で少量危険物取扱所）内に設置されている放電加工機の加工槽内のレベルコントローラー（フロートスイッチ）部にプライヤを差しこみ、加工液（第3石油類引火点82°C）のない状態で加工面のみに



出火時の作業状況図

加工液を噴霧しながら放電加工を行なっていたところ、放電熱により加工液が高温となり火災に至ったものである。

なお、作業員はその場を離れ別作業に従事していた。

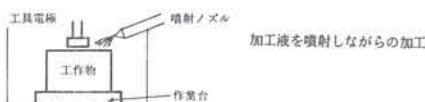
〔問題点及び対策〕

- (1) 放電加工機は「放電加工機の火災予防に関する基準」に基づき試験に合格した型式試験確認済証の貼付された安全な機器を使用すること。
- (2) 加工液は引火点70°C以上の危険物を用いること。
- (3) 放電加工機の取扱いは、作業マニュアルに従った正しい方法で行うこと。
- (4) その他

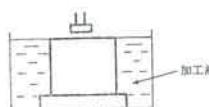
(全国危険物安全協会連合会提供)

不適正な取扱例

①

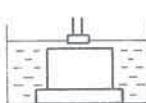


②



加工槽の深さに対して無理な高さの工作物の加工
加工液面から工作物上面までの深さは最底50mm
は必要である。

③



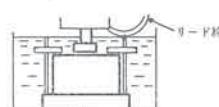
加工槽に余裕がありながら液面の高さを充分にとらないで加工

④



工具電極部と工作物押え金具との放電
予想しない部分でしかも液面すれすれで放電が起つた。

⑤



絶縁被覆の破れたリード線と工作物押え金具との放電

安全が見える窓つき またひとつ超えました。



本社/〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 TEL(06)751-1351代
営業所/東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備

スプリンクラー設備

ドレンチャー設備

泡消火設備

ガス消火設備

粉末消火設備

自動火災報知設備

避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただく
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和高会

本社 大阪市西区江戸堀1丁目23番21号

〒550 電話 (06) 443-2456(代)

平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号

〒547 電話 (06) 707-3341



⑥



⑦



⑧



⑨



M'dangerous #174 by せお 理

諸君!
ウチは純日本の会社だゾ!



ハイテクテク。

常に防災の歴史とともに歩みつづけ
さらに未来に向ってハイテク防災空間を拓げつつあるヤマト。
防災のトータルプランナーとして、確実に前進をしております。

■ 消火装置 ■ 消火器 ■ 警報装置 ■ 避難設備 ■ 各種防災機器

● 防災のトータルプランナー
YAMATO

ヤマト消防器株式会社 SINCE 1918
■ 本社 〒537 大阪市東成区深江北1-7-11 TEL.(06)976-0701㈹
■ 東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151㈹

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フローティングスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467~8

各地で方面部会の総会開催

東方面部会（会長・東大阪市勝井会長）

10月8日午後6時から南区「いろは」で総会を開催、勝井会長代行を会長に選出、また松村専務理事から協会の近況報告が行われ、引き続き管内の消防長のご出席を得、なごやかに懇親会が催された。

中方面部会（会長・松原市石橋会長）

10月13日、14日の2日にわたり南紀方面で研修、総会を開催した。当番協会狭山市を出発、観光バスで近大白浜水産研究所に到着、約2時間にわたり見学研修をうけ「川久」で総会を開催した。会長から部会の現況説明、松村専務理事から約40分保安講習等協会の事業概要の報告があり、懇親会を開催、翌14日は高野山消防関係者慰靈碑に参拝して物故者の冥福を祈り夕刻帰着した。

北方面部会（会長・揖津市阪本会長）

10月28日午後4時から、箕面観光ホテルで部会を開催、63年府協会理事改選期にあたり、北方面ブロックの推薦理事の選出を行い、揖津阪本会長、池田門会長が満場一致で選ばれた。引き続き、松村専務理事から最近の危険物情勢について講話があつて5時終了。引き続き会長、消防長、事務局の懇親会がなごやかに開催された。

泉州火災予防協会連絡協議会35周年

泉州5市1町で組織している協議会では、発足35周年の記念総会を、9月25日「羽衣荘」で、大阪府消防防災課長及び関係消防長のご来席のもと、各協会幹部が出席して開催。松村専務理事の「危険物行政の現況と今後」についての講演が行われた。

寝屋川市防火協会創立35周年記念式典

寝屋川市防火協会（柴田会長）では創立35周年を迎える記念式典を10月14日、ウェディングパレス愛で開催した。同

協会は当初危険物品協会で発足、その後防火協会に発展した。式典は地元市長、市議会議長、府危険物安全協会門副理事長ら来賓多数と姉妹協会の青森県八戸市防火管理協会の代表者も出席され盛大に行われた。

枚方市防火協会創立35周年記念式典

枚方市防火協会（浜田会長）でも創立35周年記念式典を11月6日枚方市農協会館で、市長、市議会議長、府危協理事長、八戸市協会代表者ら来賓出席のもと盛大に挙行40周年へ向ってまた新しい前進をはじめた。

柏・羽・藤協会に危険物部会発足

柏・羽・藤火災予防協会では念願の危険物部会を結成、11月11日、藤井寺市民会館で、石川会長、井岡消防長、松村専務理事ら来賓出席のもと発会式を開催、部会長に大阪有機化学工業㈱松尾氏を選出、会則等を決議し、部会の発展と地域の危険物防災運動の推進を誓い、部会のスタートを切った。

河内長野市危険物取扱者部会

去る10月19日河内長野市消防本部では、池田市のダイハツ工業㈱本社工場において、危険物取扱者部会の視察研修会を開催した。

同工場の危険物施設、消防用設備、生産工程等の研修見学には、多数の会員が出席し、今後の防災計画の樹立及び危険物保安管理の充実強化を誓った。

枚方寝屋川市消防長に宮崎氏

枚方寝屋川消防組合では10月1日付で消防長の人事異動を発令した。

▷消防長 宮崎正他（次長）

〔退職〕 吉田義一（消防長）

消防点検は…マルナカ



**マルナカは、社会に「安心」を
提供する防災のプロフェッショナルです。**

大阪本社 〒530 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 TEL (06)371-7775(代)

東京本社 〒113 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 TEL (03)944-0161(代)

神戸マルナカ 〒653 神戸市長田区東尻池町3丁目4番19号 TEL(078)681-5771(代)

全危連近く法人化 緊急理事会、会長会議開催

全国危険物安全協会連合会では、消防庁の指導のもと法人化の準備をすすめていたが、いよいよ財団法人として認可申請をする運びとなった。

新法人が予定する主な事業は、保安講習等の講習研修事業の指導協力、地下タンク等の自主検査点検についての体制整備等である。また、設立にあたっては、消防関係団体、危険物関係団体の資金協力をうける計画である。

なお、法人設立に伴う諸問題を審議するため、10月13日理事会、11月13日理事会及び緊急会長会議が開催され、設立趣旨の説明、寄付行為（会則）案の検討が行われた。

全危連近畿ブロック会長会議

全危連近畿ブロックでは、当番奈良県危連のお世話で京都、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、大阪の2府4県危連会長及び全危連鎌田会長出席のもと、11月12、13日、奈良市に

おいて昭和62年度会長会議を開催した。また、懇親会には、地元奈良県中村副知事、奈良市西田市長、奈良県消防長会今谷奈良市消防長等来賓のほか県下各市危険物安全協会長が出席し、なごやかに開催された。

大阪府機構一部改革

生活環境部は生活文化部に

大阪府は今般機構の一部改編を行い、消防防災課は生活文化部に属することとなり、同課の事務室は、第2別館から府庁本館2館に、12月1日移転の予定。なお免状関係の事務は従前どおり消防防災課で行われる。

電話は、06-941-0351（府内4879番）

大阪狭山市誕生

狭山町は10月1日大阪狭山市として誕生、消防本部も、大阪狭山市消防本部となり、協会も大阪狭山市防火協会と改称した。

第8回論文募集（締切62年12月20日まで）

「危険物の安全管理について」

第8回表記懸賞論文を下記のとおり募集しますのでご応募下さい。

1. 応募資格 府下事業所に勤務する者
2. 募集部門と内容 第1部（製造、取扱い部門）化学工場等の危険物製造、取扱い部門における防災管理、企業内共同研究、事故体験記録等について
第2部（貯蔵、流通、販売部門）油槽所、営業危険物倉庫の大量貯蔵部門、タンクローリー等輸送部門、又はガソリンスタンド等の販売部門における安全管理、事故防止対策、事故体験記録等について
第3部（その他）一般事業所等における危険物の安全管理、事故体験記録等について
※各部とも400字詰原稿用紙（横書き）10～15枚程度
3. 送り先 大阪市西区新町1-5-7 四つ橋ビル 効大阪府危険物安全協会
4. 切 截 昭和62年12月20日
5. 発 表 昭和63年2月末日
6. 表 彰 優秀賞 1編（賞状と副賞5万円）
各部門の優良作品の中より選出し、該当者は部門優良賞の副賞と重複はしない。
優良賞 各部門ごと1編（賞状と副賞3万円）
佳作 各部門ごと若干（賞状と副賞1万円）
なお、優秀賞、優良賞に該当作品が無い場合は、各部門の優良賞、佳作入選を増やすことがあります。（その他応募者には記念品を贈呈いたします。）
7. その他の 入賞作品の版権は本会に帰属し、作品は返却しません。